

保存期間：10年

資料	2-5
----	-----

## 不服審判所の概要及び最近の裁決事例

# 国税不服審判所の概要等

## 1 国税不服審判所の位置付け等

### (1) 組織

国税庁の特別の機関（昭和 45 年の国税通則法の改正により創設）

### (2) 機能

国税庁長官の持つ権限のうちから、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に関する裁決権を分離し、その裁決権を国税不服審判所長に与え、執行権を行使する機関から独立した第三者的立場を有する機関。

### (3) 目的

審査請求人の正当な権利利益の救済を図るとともに、併せて税務行政の適正な運営を確保する。

### (4) 特色

- イ 審査請求人と原処分庁の双方の主張を十分に把握し、争いとなっている点（争点）を主な審理事項として裁決を行う（争点主義的運営）こととしている。
- ロ 3名以上の審判官等で構成する合議体の議決に基づき裁決することで公正性の確保を図っている。
- ハ 争点に関する事実について、職権で調査する権限を有している。
- ニ 国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決を行うことができる（国税通則法第 99 条）。
- ホ 裁決は関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断。

## 2 現状と課題

### (1) 体制

本部、12 支部、7 支所（定員 477 名）。国税不服審判所長の下に、国税審判官、国税副審判官、国税審査官等から構成。国税不服審判所長、東京・大阪の首席国税審判官等には法曹出身者を任命。

## (2) 最近の審査請求の状況

会計年度	13	14	15	16	17
発生件数	2,910 件	2,823 件	3,447 件	3,087 件	2,963 件
処理件数	3,294 件	3,403 件	3,721 件	3,382 件	3,167 件
未済件数	3,588 件	3,008 件	2,734 件	2,439 件	2,235 件

## (3) 当面の事務運営の目標

スローガン：公正な第三者的機関として、審判所事務運営を機動的、効率的に行い、適正・迅速な裁決の実現を図ろう。

具体的目標：①国税不服審判所における不服審査は、原則1年以内に処理する。

②充実した調査・審理に基づく適正な裁決を行う。

③簡潔、明瞭な裁決書を作成する。

## (4) 国税庁における実績の評価の目標

業績目標 1-2-5：納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に  
適正・迅速に対応します。

### ○ 審査請求

国税不服審判所は、審査請求人と処分を行った行政庁（税務署長や国税局長など）の双方から事実関係や主張を聞き、どのようなことが争点となっているのかを主な審理事項とし、必要があれば自ら調査を行って、公平な第三者的立場で審理した上で裁決を行います。

国税不服審判所では、手続の公正さや審査請求人が求める迅速などを総合勘案して、全処理件数のうち1年以内に処理した件数の割合をひとつの目安として事件処理の適正さに配慮しつつ迅速な処理に努めます。

【業績指標 1-20 「審査請求」の1年以内の処理件数割合】 (単位：%)

会計年度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度目標値
処理件数割合	56.9	65.5	82.2	84.5	80

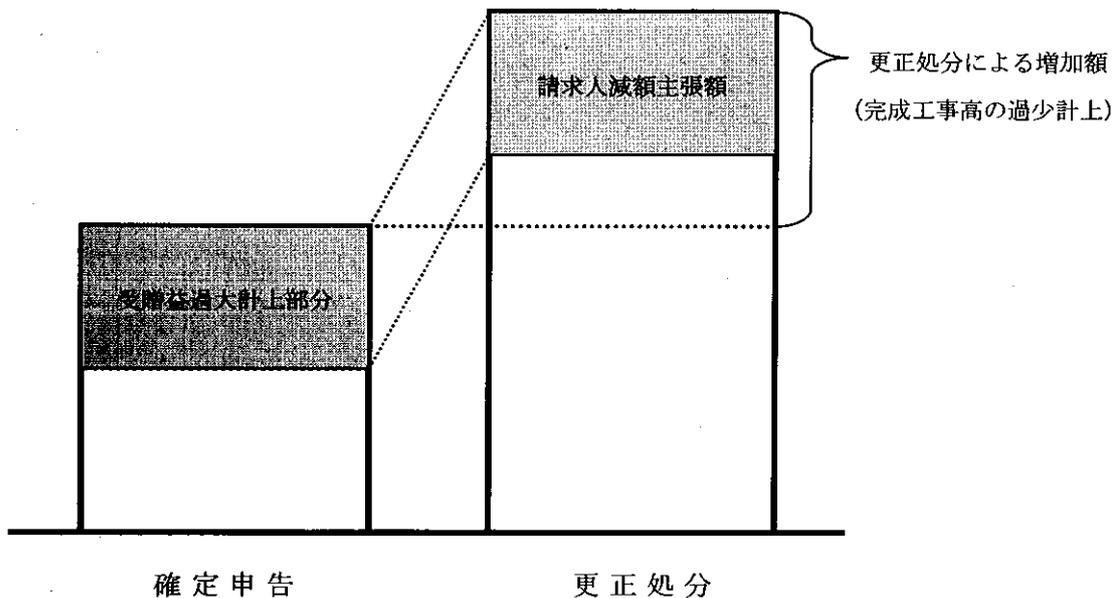
(出典：平成18事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画)

## 最近の裁決事例

平 18.4.5 裁決：法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分の一部取消し

### 【概要】

本件は、原処分庁が、請求人の行った法人税の申告には収益（完成工事高）の過少計上が認められるとして増額更正処分を行ったのに対して、請求人が、（更正処分の理由については争わないものの、）当初申告には他の収益（土地の受贈益）の過大計上があったとして、更正処分の一部取消し（減額）を求めた事案である。



### 【争点】

申告に係る収益の額に過大部分があったことを主張して、更正の請求（注）によることなく、更正処分の取消しを求めることの可否。

（注）申告に課税標準や税額の過誤がある場合、納税者は、申告期限から1年以内に、税務署長に「更正の請求」（国税通則法23条）をすることにより、申告の是正（減額）を求めることができる。本件においては更正の請求はなされていなかった。

### 【原処分庁の主張】

申告に係る課税標準又は税額が過大である場合には、原則として、更正の請求の手続によってその是正を図るべきであり、更正の請求をすることなく、課税標準等の減額を求めることはできない。

### 【請求人の主張】

原処分庁は今回法人税の調査を実施したのであるから、更正の請求を行っていないことを理由に、減額を求めることを許さないという原処分庁の主張には、適正、公平な課税の観点から疑義がある。

### 【審判所の判断】

原処分庁は、いわゆる「更正の請求の排他性」（納税者が更正の請求によることなく申告した税額等の過誤の是正を求めることは、納税者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合を除き許されないと解されていること）から、請求人の減額を求める主張自体が許されないと主張する。

しかしながら、この更正の請求の排他性が申告した税額等を自己に有利に変更することを求める場合についてのものであることは、国税通則法第23条《更正の請求》第1項の規定から明らかであり、そして本件審査請求に係る審理の対象は、客観的に存在していた本件事業年度の法人税の税額等との比較における本件更正処分に係るそれらの多寡であるから、本件審査請求において、請求人が、原処分の一部取消しを求める事由として、受贈益の過大計上を主張すること自体は許される。